

花と緑のアドバイザー派遣制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花と緑のアドバイザー派遣制度実施要綱(平成30年4月1日改定、以下、「派遣要綱」という)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 派遣要綱第2条の「営利を目的としたもの」とは、その活動等において、必要経費を差し引いた上で、利益が残るもののことをいう。また、派遣申請をした団体等は、公益財団法人新潟県都市緑花センターより、申請に関する活動等についての収支計画の提出を求められた場合は、収支計画を提出しなければならない。

(費用負担等)

第3条 派遣要綱第3条の費用負担については、以下のとおりとする。

- ・派遣について、宿泊を伴う場合の宿泊に関する経費は本制度では負担しない。

(派遣回数)

第4条 派遣要綱第4条の派遣回数について、その回数計測の事例を以下にあげる。

- ・1日2回の講演・講習(例；午前1回、午後1回)=1回 ※報償費は拘束時間による
- ・日をまたいで、連続した2日間での2回講演・講習(例；当日午前1回、翌日1回)=2回
- ・1回の講習や講座、座談会などで「2人」の花と緑のアドバイザーの派遣依頼=2回
- ・幼稚園、保育園や小学校、中学校、高等学校、企業、市町村及び県等の行政機関から申請においては、回数計測については、都度、協議する。
- ・同一の代表者が運営するいくつかの組織からの申請においては都度、協議する。

(花と緑のアドバイザー派遣申請書)

第5条 派遣要綱第5条、第6条、第7条に掲げる申請書の名称及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。

規定条文	申請書の名称	様式
要綱第5条	花と緑のアドバイザー派遣申請書	様式第1号
要綱第6条	花と緑のアドバイザー決定通知書	様式第2号
要綱第7条	花と緑のアドバイザー完了報告書	様式第3号

(花と緑のアドバイザーの選定)

第6条 申請内容に対して、どの花と緑のアドバイザーを派遣するかは、当センターで選択し、決定する。原則として、団体等は選択することはできない。

花と緑のアドバイザー派遣決定通知書

(団体名)
(団体代表者名)

公益財団法人新潟県都市緑花センター
理 事 長

平成 年 月 日 () 付けで申請のあった花と緑のアドバイザー派遣について、下記のとおり決定したので通知します。

事業完了後、花と緑のアドバイザー派遣制度実施要綱第7条の手続き(活動内容の報告書の提出)をお願いいたします。

記

1. 派遣アドバイザー (アドバイザー名)
2. 派遣アドバイザー連絡先
TEL
FAX
Eメール
3. 派遣予定日 平成 年 月 日 () : ~ :

平成 年 月 日

花と緑のアドバイザー派遣制度事業完了報告書

公益財団法人新潟県都市緑花センター

理事長 様

団体名

代表者名

印

平成 年 月 日付け新植園第 号で決定を受けた事業について、下記のとおり完了届を提出します。

記

1. 開催活動名 _____

2. 開催日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分 (時間 分)

3. 開催場所 _____
(開催場所住所: _____)

4. 指導内容 _____
(具体的に)

5. 参加人数 _____ 名

6. 添付書類 活動状況写真、当日配布資料、アンケート
※添付したらチェック「レ」を入れてください。

付 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。